10-1-4-7 固結工

固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定によるものとする。

第5節 法 面 工

10-1-5-1 一般事項

- 1. 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工、ポット苗植栽工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2. 受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成 21 年 6 月)、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成 22 年 4 月)、「のり枠工の設計・施工指針第 8 章吹付枠工、第 9 章プレキャスト枠工、第 10 章現場打ちコンクリート枠工、第 11 章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成 25 年 10 月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第 7 章施工」(地盤工学会、平成 24 年 5 月)の規定によらなければならない。

これ以外の施工方法による場合は、施工前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

10-1-5-2 植 生 エ

植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定によるものとする。

10-1-5-3 法面吹付工

法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定によるものとする。

10-1-5-4 法 枠 工

法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定によるものとする。

10-1-5-5 法面施肥工

法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定によるものとする。

10-1-5-6 アンカーエ

アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定によるものとする。

10-1-5-7 かごエ

かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定によるものとする。

10-1-5-8 ポット苗植栽工

ポット苗植栽工の施工については、第3編2-3-34のポット苗植栽工の規定によるものとする。

第6節 軽量盛土工

10-1-6-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

10-1-6-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

第7節 擁 壁 工

10-1-7-1 一般事項

- 1. 本節は、擁壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工一擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書4.3施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

10-1-7-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。

10-1-7-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

10-1-7-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

10-1-7-5 場所打擁壁工

場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

10-1-7-6 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定によるものとする。

10-1-7-7 補強土壁工

補強土壁工の施工については、第3編2-15-3補強土壁工の規定によるものとする。

10-1-7-8 井桁ブロックエ

井桁ブロック工の施工については、第3編2-15-4井桁ブロック工の規定によるものとする。

日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 16 年 4 月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26 年 3 月) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月) 日本道路協会 杭基礎工便覧 (平成 27 年 3 月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成 27 年 3 月) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月) (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工要鋼 日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工一カルバート工指針 (平成 22 年 3 月) 日本道路協会 道路十工—仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)

第3節 工場製作工

10-3-3-1 一般事項

- 1. 本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、鋼製橋脚製作工、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2. 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、**設計図書**に示されている場合または**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。
- 3. 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- 4. 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズ及び著しいひずみ並びに内部欠陥がないものを使用しなければならない。
- 5. 主要部材とは主構造と床組、二次部材とは主用部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。

10-3-3-2 刃口金物製作工

刃口金物製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定によるものとする。

10-3-3-3 鋼製橋脚製作工

- 1. 鋼製橋脚製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定によるものとする。
- 2. 受注者は、アンカーフレームと本体部(ベースプレート)との接合部の製作にあたっては、両者の 関連を**確認**して行わなければならない。
- 3. 製品として購入するボルト・ナットについては、第2編2-5-6ボルト用鋼材の規定によるものとする。また、工場にて製作するボルト・ナットの施工については、**設計図書**によるものとする。

10-3-3-4 アンカーフレーム製作工

アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12-8アンカーフレーム製作工の規定による ものとする。

10-3-3-5 工場塗装工

工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定によるものとする。

第4節 工場製品輸送工

10-3-4-1 一般事項

本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定めるものとする。

10-3-4-2 輸送工

輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定によるものとする。

第5節 軽量盛土工

10-1-5-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

10-1-5-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

第6節 橋 台 工

10-3-6-1 一般事項

本節は、橋台工として、作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

10-3-6-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。

10-3-6-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

10-3-4-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

- 1. 受注者は、裏面排水工の施工については、覆工背面にフィルター材及び配水管を、土砂等により目詰まりしないように施工しなければならない。
- 2. 受注者は、裏面排水工の湧水処理については、湧水をトンネル下部または排水口に導き、湧水をコンクリートにより閉塞することのないように処理しなければならない。

10-6-7-5 地下排水工

受注者は、地下排水工における横断排水の施工については、**設計図書**により難い場合は、監督職員と **設計図書**に関して協議しなければならない。

第8節 坑 門 工

10-6-8-1 一般事項

本節は、坑門工として坑口付工、作業土工(床掘り・埋戻し)、坑門本体工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものとする。

10-6-8-2 坑口付工

受注者は、坑口部の施工前及び施工途中において、第1編1-1-3設計図書の照査等に関する処置を行わなければならない。

10-6-8-3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。

10-6-8-4 坑門本体工

- 1. 受注者は、坑門と覆工が一体となるように施工しなければならない。
- 2. 受注者は、坑門の盛土を施工するにあたって、排水をよくし、できあがった構造物に過大な圧力が 作用しないよう注意しなければならない。

10-6-8-5 明り巻工

受注者は、明り巻工の施工については、特に温度変化の激しい冬期・夏期については、施工方法について施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

10-6-8-6 銘 板 エ

- 1. 受注者は、銘板をトンネル両坑門正面に、**設計図書**に示されていない場合は、**指示**する位置及び仕様により設置しなければならない。
- 2. 受注者は、標示板の材質は J I S H 2202 (鋳物用黄銅合金地金) とし、両坑口に図 6-2 を標準として取付けしなければならない。
- 3. 受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。

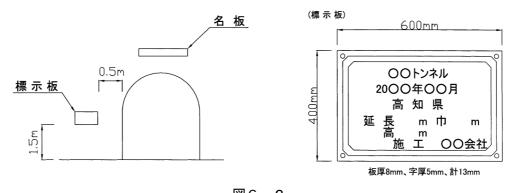


図6-2

第9節 掘削補助工

10-6-9-1 一般事項

本節は、トンネル掘削の補助的工法としての掘削補助工として、掘削補助工A、掘削補助工Bその他 これらに類する工種について定めるものとする。

10-6-9-2 材 料

受注者は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、**設計図書**に関して監督職員と協議するものとする。

なお、協議の結果については、施工計画書に記載しなければならない。

10-6-9-3 掘削補助工A

受注者は、掘削補助工Aの施工については、**設計図書**に基づきフォアパイリング、先受け矢板、岩盤 固結、増し吹付、増しロックボルト、鏡吹付、鏡ロックボルト、仮インバート、ミニパイプルーフ等の 掘削補助工法Aを速やかに施工しなければならない。また、**設計図書**に示されていない場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議しなければならない。

なお、掘削補助工Aの範囲については、地山状態を計測等で確認して、監督職員と**設計図書**に関して 協議し、必要最小限としなければならない。

10-6-9-4 掘削補助工B

1. 受注者は、掘削補助工Bの施工については、**設計図書**に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディープウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、**設計図書**に示されていない場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

なお、掘削補助工法Bの範囲については、地山状態を計測等で確認して、**設計図書**に関して監督職員と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画に記載しなければならない。

2. 受注者は、周辺環境に悪影響が出ることが予想される場合は、速やかに中止し、監督職員と**設計図** 書に関して協議しなければならない。

第11章 共同溝

第1節適用

- 1. 本章は、共同溝工事における工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、現場打構築工、プレキャスト構築工、付属設備工、その他これらに類する工種について適用する。
- 2. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。

なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う覆工板開閉作業も含むものとする。

3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会 共同溝設計指針

(昭和61年3月)

道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)(平成6年3月)

土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説

(平成28年8月)

第3節 工場製作工

10-11-3-1 一般事項

- 1. 本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。
- 2. 受注者は、工場製作工において、設計図書で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。

10-11-3-2 設備・金物製作工

設備・金物製作工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。

10-11-3-3 工場塗装工

工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。

第4節 工場製品輸送工

10-11-4-1 一般事項

本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。

10-11-4-2 輸送工

輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。

第5節 開削土工

10-11-5-1 一般事項

- 1. 本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。
- 2. 受注者は、道路管理台帳等及び占用者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。
- 3. 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工 事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。

なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設 物の保安維持に努めなければならない。

10-11-5-2 掘削工

- 1. 受注者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に定められていない場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- 2. 受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。

10-11-5-3 埋戻しエ

- 1. 受注者は、狭隘部で機械による施工が困難な場所の埋戻しには砂または砂質土を用いて水締めにより締固めなければならない。
- 2. 受注者は、躯体上面の高さ50cm部分の埋戻しについては、防水層に影響がでないように締め固めなければならない。

10-11-5-4 残土処理工

残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。

第6節 現場打構築工

10-11-6-1 一般事項

本節は、現場打構築工として現場打躯体工、歩床工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。

10-11-6-2 現場打躯体工

1. 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。

2. 受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。 また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。

10-11-6-3 歩床工

- 1. 受注者は、歩床部分に水が滞留しないように仕上げなければならない。
- 2. 受注者は、歩床部の施工に伴い設置する排水溝を滑らかになるように仕上げなければならない。

10-11-6-4 カラー継手工

受注者は、カラー継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

10-11-6-5 防水工

- 1. 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。
- 2. 受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。

第7節 プレキャスト構築工

10-11-7-1 一般事項

本節は、プレキャスト構築工としてプレキャスト躯体工、縦締工、横締工、可とう継手工、目地工その他これらに類する工種について定める。

10-11-7-2 プレキャスト躯体工

プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)によるものとする。

10-11-7-3 縦締工

縦締工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の3項(3)~(6)及び(8)~(11)の規定による。

10-11-7-4 横締工

現場で行う横締工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の3項(3) \sim (6) 及び(8) \sim (11) の規定による。

10-11-7-5 可とう継手工

受注者は、可とう継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

10-11-7-6 目地工

受注者は、目地の施工にあたって、付着、水密性を保つように施工しなければならない。

第8節 付属設備工

10-11-8-1 一般事項

本節は、付属設備工として設備工、付属金物工その他これらに類する工種について定める。

10-11-8-2 設備工

受注者は、設備工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

10-11-8-3 付属金物工

付属金物工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。

による段差、蛇行が生じないよう敷設しなければならない。

3. 受注者は、蓋の設置については、ボックス本体及び歩道面と段差が生じないように施工しなければならない。

10-12-5-4 現場打ボックスエ (特殊部)

現場打ボックス工(特殊部)の施工については、第 10 編 11-6-2 現場打躯体工の1 項及び2 項の 規定による。

第6節 付帯設備工

10-12-6-1 一般事項

本節は、付帯設備工としてハンドホール工、土留壁工(継壁) その他これらに類する工種について定めるものとする。

10-12-6-2 ハンドホールエ

ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定によるものとする。

10-12-6-3 土留壁工(継壁)

受注者は、土留壁の施工にあたっては、保護管(多孔管)の高さ及び位置に留意して施工しなければならない。

第13章 情報ボックスエ

第1節 適 用

- 1. 本章は、情報ボックス工における情報ボックス工、付帯設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
- 2. 開削土工は、第10編第12章第4節開削土工の規定による。
- 3. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。
- 4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

道路保全技術センター 電線共同溝

(平成7年11月)

第3節 情報ボックスエ

10-13-3-1 一般事項

本節は、情報ボックス工として作業土工(床掘り、埋戻し)、管路工(管路部)その他これらに類する工種について定める。

10-13-3-2 舗装版破砕工

舗装版破砕工の施工については、第3編2-9-3構造物取壊し工の規定による。

10-13-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。

10-13-3-4 管路工(管路部)

管路工(管路部)の施工については、第10編12-5-2管路工(管路部)の規定による。

第4節 付帯設備工

10-13-4-1 一般事項

本節は、付帯設備工としてハンドホール工その他これらに類する工種について定める。

10-13-4-2 ハンドホールエ

ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。

第14章 道路維持

第1節 適 用

- 1. 本章は、道路工事における巡視・巡回工、道路土工、舗装工、排水構造物工、防護柵工、標識工、 道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積(張)工、カルバート工、法面工、橋梁床版 工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、現場塗装工、トンネル工、道路付属物復旧工、道路清掃工、植栽 維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種に ついて適用するものとする。
- 2. 道路土工は第1編第2章第4節道路土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
- 3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章~8章の規定によるものとする。
- 4. 受注者は、道路維持の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に 保つようにしなければならない。
- 5. 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和 53 年 7 月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成 22 年 11 月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)
日本道路協会	道路橋補修便覧	(昭和54年2月)
日本道路協会	道路トンネル維持管理便覧(本体工編)	(平成 27 年 6 月)
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(平成 28 年 3 月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成 18 年 2 月)
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成 13 年 9 月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)
国土技術研究	センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	(平成 16 年 5 月)

10-14-13-7 かごエ

かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定によるものとする。

第14節 橋梁床版工

10-14-14-1 一般事項

- 1. 本節は、橋梁床版工として、床版補強工(鋼板接着工法)、床版補強工(増桁架設工法)、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2. 受注者は、橋梁修繕箇所に異常を発見したときは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

10-14-14-2 材 料

床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。

10-14-14-3 床版補強工(鋼板接着工法)

- 1. 受注者は、施工に先立ち床版のクラック状況を調査し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- 2. 受注者は、床版クラック処理については設計図書によらなければならない。
- 3. 受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。また、床版の接合面の剥離部は、**設計図書**に示す材料を用いて 円滑に調整しなければならない。
- 4. 受注者は、床版部に、アンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致するよう正確にマーキングをするものとする。
- 5. 受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。
- 6. 受注者は、シールした樹脂の接着力が、注入圧力に十分耐えられるまで養生しなければならない。
- 7. 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。

10-14-14-4 床版補強工(増桁架設工法)

- 1. 受注者は、既設部材撤去について周辺部材に悪影響を与えないように撤去しなければならない。
- 2. 増桁架設については、第10編第4章第5節鋼橋架設工の規定によるものとする。
- 3. 既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定する素地調整を行うものとする。
- 4. 受注者は、床版部を増桁フランジ接触幅以上の範囲をサンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、清掃しなければならない。
- 5. 受注者は、増桁と床版面との間の隙間をできるかぎり小さくするように増桁を取付けなければならない。
- 6. 受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサを 50 cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。

- 7. 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。
- 8. 受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダ等で表面仕上げをしなければならない。
- 9. クラック処理の施工については、第6編8-6-3クラック補修工の規定によるものとする。
- 10. 受注者は、クラック処理の施工で使用する注入材・シール材はエポキシ系樹脂とする。
- 11. 受注者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、事前に監督職員と**設計図書**に関して協議しなければならない

10-14-14-5 床版增厚補強工

- 1. 受注者は、舗装版撤去の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定によるものとする。
- 2. 床版防水膜、橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定によるものとする。
- 3. 受注者は、床版クラック処理については、設計図書によらなければならない。
- 4. 受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、清掃しなければならない。また、床版の接合面の剥離部は、**設計図書**に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。

10-14-14-6 床版取替工

- 1. 受注者は、舗装版撤去の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定によるものとする。
- 2. 受注者は、増桁架設の施工については、第 10 編 14-14-4 床版補強工(増桁架設工法)の規定によるものとする。
- 3. 受注者は、鋼製高欄、既設床版、伸縮継手の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないよう に行わなければならない。
- 4. 受注者は、プレキャスト床版の設置において、支持けたフランジと床版底面の不陸の影響を無くすよう施工しなければならない。
- 5. 鋼製伸縮装置の製作については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定によるものとする。
- 6. 伸縮継手据付けについては、第3編2-3-24 伸縮装置工の規定によるものとする。
- 7. 橋梁用高欄付けについては、第10編4-8-7橋梁用高欄工の規定によるものとする。
- 8. 床版防水膜、橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定によるものとする。

10-14-14-7 旧橋撤去工

- 1. 受注者は、旧橋撤去にあたり、振動、騒音、粉塵、汚濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。
- 2. 受注者は、舗装版・床版破砕及び撤去に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。
- 3. 受注者は、旧橋撤去工に伴い河川内に足場を設置する場合には、突発的な出水による足場の流出、路盤の沈下が生じないよう対策及び管理を行わなければならない。
- 4. 受注者は、鋼製高欄撤去・桁材撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。
- 5. 受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト 殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保につ